

用地選定委員会による候補地選定経過の詳細
及び
意見調整委員会の意見書に記載された確認事項

建設候補地選定の手順

1 建設候補地の選定の手順

- (1) 本組合が、用地選定方針を策定し、用地選定委員会に説明
- (2) 本組合が、用地選定方針に基づき構成市町村に一次調査対象地の抽出を依頼
- (3) 用地選定委員会が、候補地評価基準を検討、策定
- (4) 概ねの候補地評価基準が策定された後、構成市町村が、本組合に一次調査対象地を報告
- (5) 用地選定委員会が、候補地評価基準に基づき建設候補地を選定（順位付け）
- (6) 用地選定委員会による建設候補地の順位付けの結果を受け、本組合が正副管理者会議において建設候補地を選定

2 用地選定方針

用地選定方針は、一次調査対象地の抽出条件及び抽出エリアの整理、建設候補地の選定手法などの用地選定における基本
的方針を定めたもの

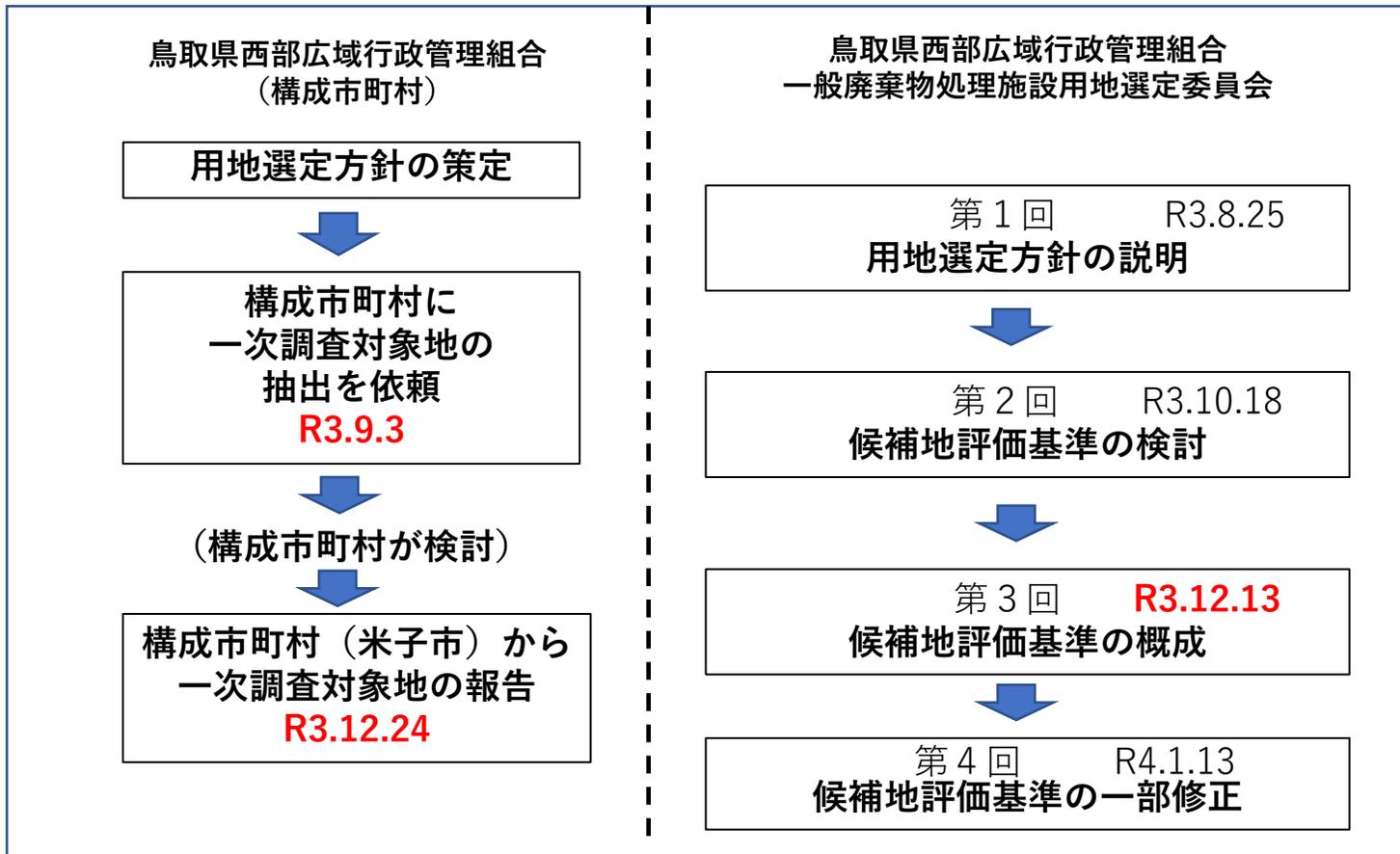
➤ 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定方針（概要） 資料3-1参照

<用地選定方針で定めた一次調査対象地の抽出条件（抽出対象市町村）>

整備施設	可燃ごみ処理施設・不燃ごみ処理施設	最終処分場
抽出対象市町村	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町 ※ 1施設集約のコストメリットを比較検討した結果による。	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町（鳥取県西部圏域全域）

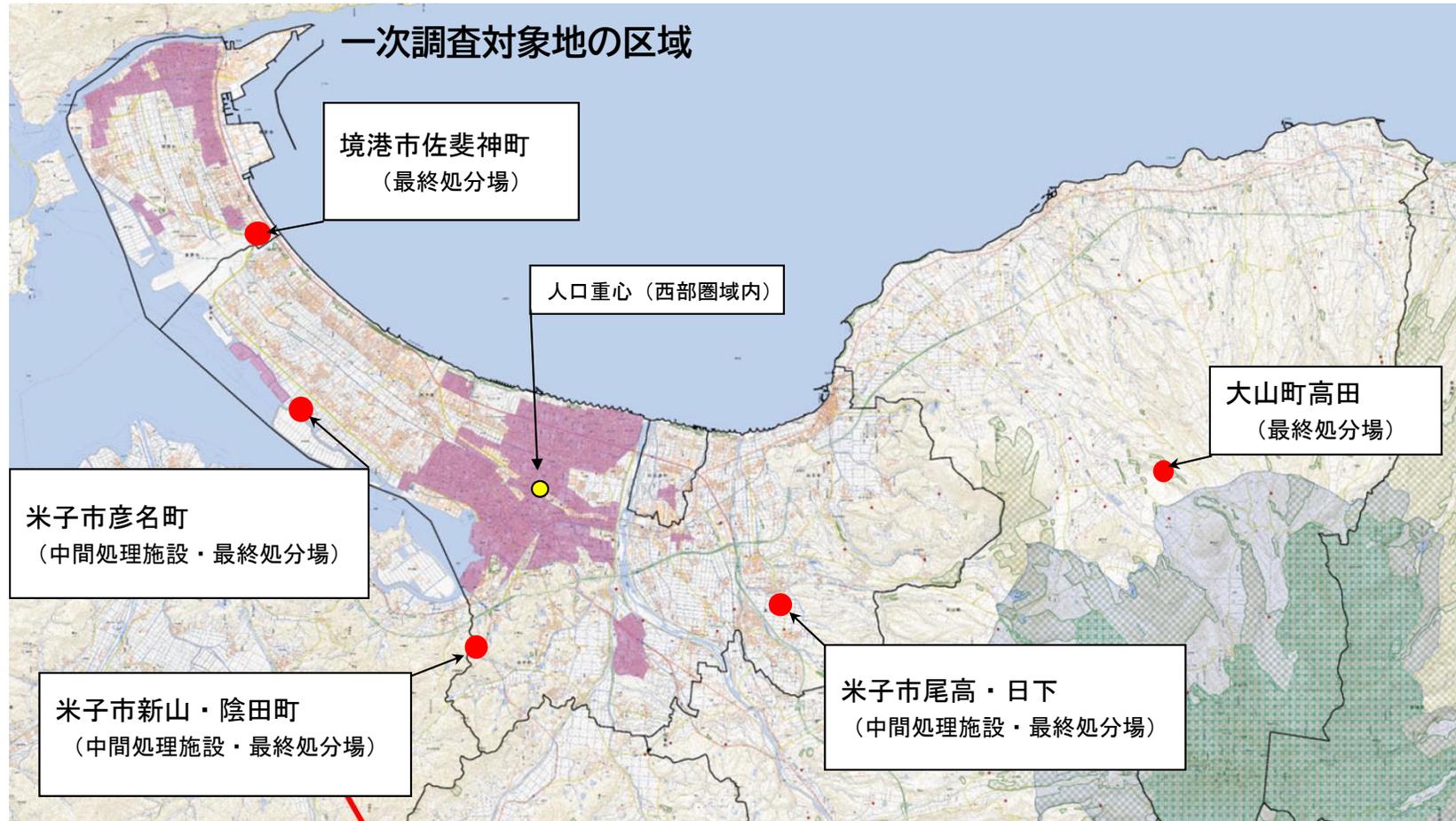
3 一次調査対象地の抽出と候補地評価基準の策定に係る時系列整理

- ・ 令和3年9月3日に、本組合は、用地選定方針に基づき、構成市町村に一次調査対象地の抽出を依頼した。
- ・ 令和3年12月24日に、本組合は、構成市町村（米子市）から一次調査対象地の報告を受けた。
- ・ その間に並行して、用地選定委員会により候補地評価基準の検討が行われ、令和3年12月13日に開催された第3回用地選定委員会において概ねの候補地評価基準が策定された。



(参考) 構成市町村から報告された調査対象地

- 中間処理施設・最終処分場について、米子市から、3か所の調査対象地が報告された。
- 最終処分場について、境港市及び大山町から各1か所の調査対象地が報告された。



用地選定委員会による選定過程の詳細

< 用地選定委員会による建設候補地選定の審議経過 >

用地選定委員会による建設候補地の選定過程			意見書（意見調整委員会）に記載されている確認事項
日付	回数	審議内容	
R3.10.18	第2回	候補地評価基準におけるUPZの取扱いを決定、候補地評価基準（案）の審議	① 評価基準の妥当性
R3.12.13	第3回	候補地評価基準（案）の審議（評価項目数、配点の変更）	
R3.12.24	米子市から調査対象地が報告される	（意見調整委員会の意見） これ以降は、当該委員は利害関係者となる	
R4.1.13	第4回 （書面会議）	候補地評価基準の決定（評価点の表記、配点の変更）	② 最終候補地評価における 評価項目及び優位性の判定方法
R4.7.29	第5回	施設配置案の審議、一次評価の審議	
R4.9.28	第6回	【追加】施設配置案の審議及び一次評価 二次評価（中間処理施設）の審議	
		二次評価（最終処分場）の審議	
R4.10.12	第7回	<ul style="list-style-type: none"> 最終候補地評価の対象となる調査対象地を複数箇所へ変更（調査の目的の変更） 最終候補地評価項目の追加 最終候補地評価の対象となる調査対象地の決定 	③ 最終候補地評価に基づく 建設候補地の順位付けの基準
R4.12.23		県地区から米子市へ要望書が提出された（米子市が組合へ報告した調査対象地の取下げ）	
R5.2.24	第8回	最終候補地調査の結果報告、意見交換	
R5.3.10	第9回	答申内容の協議	

（意見調整委員会による確認）

- 恣意的に点数をつけることは困難
- 第4回用地選定委員会における候補地評価基準の変更の前後で点数の傾向に違いはない

確認事項① 候補地評価基準の妥当性

【R3.10.18 第2回用地選定委員会】

- 1 候補地評価基準におけるUPZの取扱い
 - ・ 原子力災害対策重点区域として定めるものであり、公共施設等の立地を制限するものではないこと、また、他の原子力関連法においても、施設整備を規制する規定はないことから候補地選定の評価基準としないこととされた。

- 2 候補地評価基準（案）の審議
 - ・ 候補地評価基準（案）について、委員から修正等の意見が出された評価区分や評価項目等について、第3回用地選定委員会において審議することとなった。
 - (1) 審議内容
 - ・ 一次評価及び二次評価の項目等
 - ・ 最終候補地評価
 - (2) 第2回用地選定委員会において修正がなかった評価基準
 - ・ 一次評価 12区分 29項目
 - ・ 二次評価 2区分 3項目
 - ・ 最終候補地評価 目的、対象候補地の基準、調査項目

➤ 一般廃棄物処理施設候補地評価基準（案）（令和3年10月） 資料3-2参照

確認事項① 候補地評価基準の妥当性

【R3.12.13 第3回用地選定委員会】

1 候補地評価基準（案）の審議

(1) 一次評価及び二次評価

① 決定された基準

- ・ 第2回用地選定委員会において出された意見を踏まえ、一次評価、二次評価及び最終候補地評価についての評価区分や評価項目等について審議された。
- ・ 評価区分、評価項目等、概ねの候補地評価基準が決定された。（構成市町村から調査対象地の報告を受ける前）

- ・ 一次評価 14区分 32項目 配点160点
- ・ 二次評価 4区分 6項目 配点65点（一次評価及び二次評価の合計点が総合評価点）

② 継続審議となった内容

- ・ 候補地評価基準における配点の表記方法及び評価点の選択数が二択となっている項目については、第4回用地選定委員会において継続審議されることとなった。
 - ・ 配点の表記方法（優、良、可）
 - ・ 32項目のうち3項目について、評価点の選択数を二択から三択にすること

➤ 一般廃棄物処理施設候補地評価基準（案）（令和3年12月） 資料3-3参照

(2) 最終候補地評価

① 決定された内容

<目的>

施設整備事業の推進に多大な影響を及ぼすことが懸念される要因等を事前に把握し、その対策を講じるため。

<対象候補地の基準>

対象候補地	対象候補地の基準
中間処理施設の候補地	総合評価点の順位が1位となった候補地
最終処分場の候補地	上記の中間処理施設の候補地において、1位の順位となった最終処分場の候補地

<調査項目及び内容>

- 第3回用地選定委員会において、鳥取県環境影響評価条例に規定される項目に準じ、最終候補地調査の時点で調査可能な項目が設定された。(第2回用地選定委員会から変更なし)

調査項目	調査内容
候補地確認調査	貴重種の生息、文化財等
環境影響予測等予備調査	大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質、景観

確認事項②へ

最終候補地の評価 調査に基づく課題、対策方針等を踏まえ、当該候補地の有効性について評価する。当該評価において有効性が認められないと判断される場合は、次点の候補地を最終候補地とするものとし、その候補地に対し、改めて同様の調査を行い、評価を行う。

② 継続審議となった内容

なし

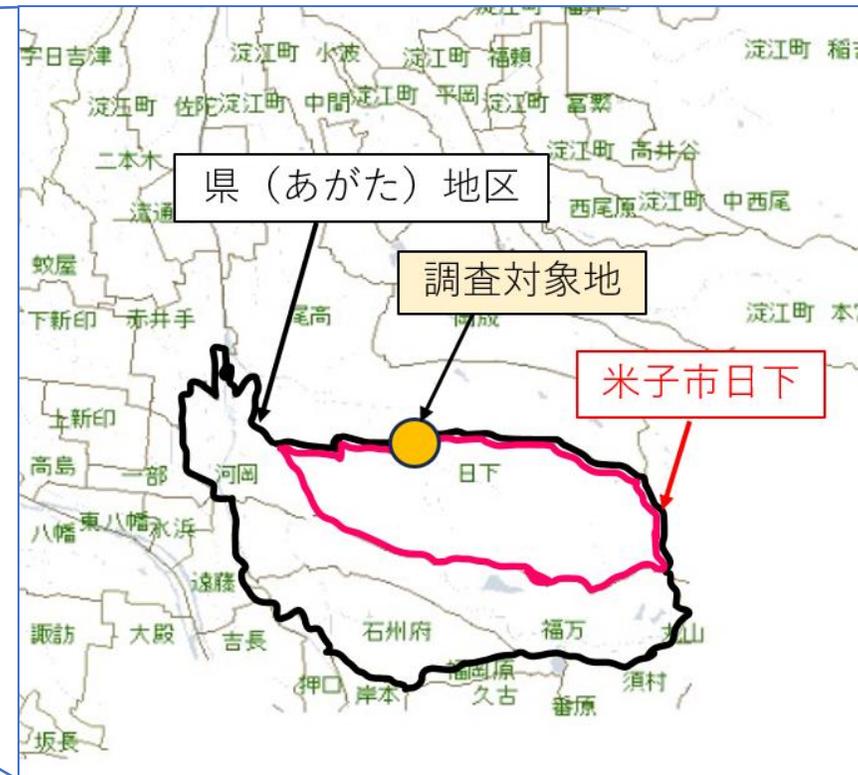
(参考) 構成市町村から報告された調査対象地 (米子市尾高・日下地内)

- 令和3年12月24日に、構成市町村(米子市)から、3か所の調査対象地(中間処理施設・最終処分場)が報告され、その中に、当該委員が関係する日下地区が含まれていた。
- 米子市尾高・日下地内における建設候補地は、米子市尾高と米子市日下の境界に位置しており、米子市日下は県地区の中に含まれている。
- 当該委員は、用地選定委員に就任されていた当時、県地区自治連合会長の職にあった。

<一次調査対象地(米子市尾高・日下地内)>



<米子市日下及び県地区の範囲>



確認事項① 候補地評価基準の妥当性

【 R3.12.24 ～R4.1.13 第4回用地選定委員会（書面会議） 】

- ・ 第3回用地選定委員会において継続審議とされた一次評価及び二次評価における配点の表記方法、評価点の選択数について審議された。

1 決定した内容

(1) 配点の表記方法の見直し

- ・ 配点の表記方法（優、良、可）を（5点、3点、1点）に変更

(2) 評価点の選択数

- ・ 評価点の選択数が二択となっていた3項目のうちの2項目（都市地域、森林地域）については、評価点の選択数を二択（5点、1点）から三択（5点、3点、1点）に変更

➤ 一般廃棄物処理施設候補地評価基準（令和4年1月） 資料3-4参照

(参考)

第5回から第7回用地選定委員会において審議された一次評価及び二次評価の結果

- 第4回用地選定委員会において決定された候補地評価基準に基づき一次評価及び二次評価を行った。

➤ 一次評価及び二次評価における基本評価項目得点表 資料3-5参照

< 中間処理施設 >

赤枠：最終候補地評価の対象

基本評価項目	彦名町地内	新山・陰田町地内A	新山・陰田町地内B	尾高・日下地内A	尾高・日下地内B
候補地の特性	23	23	21	27	25
生活環境・周辺条件	43	33	29	35	35
自然環境・文化財	28	28	28	28	28
防災性	44	50	50	46	46
一次評価 計	138	134	128	136	134
事業実効性	11	13	13	19	13
経済性	40	21	35	38	39
二次評価 計	51	34	48	57	52
総合評価点	189	168	176	193	186

※尾高・日下地内A及び尾高・日下地内Bは、敷地の半分程度が同一であるため、これ以降は一つの調査対象地として評価した。

- 中間処理施設は、米子市尾高・日下地内と米子市彦名町地内の総合評価点が高い結果となった。
- 中間処理施設が米子市尾高・日下地内の場合と、米子市彦名町地内の場合における最終処分場の評価点は以下のとおり。

< 最終処分場（中間処理施設が米子市尾高・日下地内の場合） >

赤枠：最終候補地評価の対象

基本評価項目	彦名町地内	新山・ 陰田町地内A	新山・ 陰田町地内B	尾高・ 日下地内A	尾高・ 日下地内B	佐斐神町地内	高田地内
候補地の特性	25	21	23	23	21	25	19
生活環境・周辺条件	43	31	29	35	35	33	33
自然環境・文化財	28	30	28	28	28	26	30
防災性	44	50	46	48	46	48	46
一次評価 計	140	132	126	134	130	132	128
事業実効性	13	11	15	15	15	13	25
経済性	16	17	40	27	35	20	25
二次評価 計	29	28	55	42	50	33	50
総合評価点	169	160	181	176	180	165	178

< 最終処分場（中間処理施設が米子市彦名町地内の場合） >

赤枠：最終候補地評価の対象

基本評価項目	彦名町地内	新山・ 陰田町地内A	新山・ 陰田町地内B	尾高・ 日下地内A	尾高・ 日下地内B	佐斐神町地内	高田地内
候補地の特性	25	21	23	23	21	25	19
生活環境・周辺条件	43	31	29	35	35	33	33
自然環境・文化財	28	30	28	28	28	26	30
防災性	44	50	46	48	46	48	46
一次評価 計	140	132	126	134	130	132	128
事業実効性	13	11	15	15	15	13	25
経済性	17	17	40	26	35	20	24
二次評価 計	30	28	55	41	50	33	49
総合評価点	170	160	181	175	180	165	177

確認事項① 候補地評価基準の妥当性

【R4.10.12 第7回用地選定委員会】

1 最終候補地調査の対象となる調査対象地の決定

- 一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点は、中間処理施設と最終処分場のいずれも上位の評価点に大きな差がなかったことから、中間処理施設及び最終処分場におけるそれぞれ上位の2箇所を最終候補地調査の対象とすることとなった。

< 中間処理施設 >

調査対象地	点数
米子市尾高・日下地内A	193
米子市彦名町地内	189
米子市尾高・日下地内B	186

< 最終処分場 >

調査対象地	点数
米子市新山・陰田町地内B	181
米子市尾高・日下地内B	180

※米子市尾高・日下地内A及び米子市尾高・日下地内Bは、敷地の半分程度が同一であるため、これ以降は一つの調査対象地として評価する。

◆ 意見調整委員会の意見（最終候補地評価の対象を複数箇所としたことの妥当性）

- 中間処理施設の米子市尾高・日下地内A（総合評価点：193点）は、中間処理施設に隣接して配置する最終処分場が最終候補地調査の対象とならなかったことから、中間処理施設を建設すると農地を分断する配置となり、農振法に規定されている要件が満たされず、施設配置案として成立しなくなる。
- このことにより、実質的に1位となった彦名町地内（総合評価点：189点）だけでなく、実質的に2位となった尾高・日下地内（総合評価点：186点）も最終候補地評価の対象とされていることから、より慎重なプロセスによって用地選定が行われたものであり、審議過程としては妥当であった。

(参考) 米子市尾高・日下地内Aの中間処理施設建設による農地の分断及びこれを回避するために設定した米子市尾高・日下地内Bについて



- 当該区域は、農振農用地であり、農用地利用計画の変更が必要となる。その際、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に掲げる要件をすべて満たす必要がある。

【農業振興地域制度に関するガイドラインから抜粋】

当該変更（農業振興地域整備計画の変更）により農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること（第3号関係）

例えば、集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効率的な病害虫防除等に支障が生じる場合などについては、本号の要件を満たさないものとして考えられること。

2 最終候補地評価における評価基準の変更

- 最終候補地評価の対象が複数箇所となったことから、最終候補地調査の目的及び対象候補地の基準が変更された。

<最終候補地調査等の目的>

変更前 R3.12.13 第3回用地選定委員会	変更後 R4.10.12 第7回用地選定委員
<ul style="list-style-type: none"> 施設整備事業の推進に多大な影響を及ぼすことが懸念される要因等を事前に把握し、その対策を講じること。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備事業の推進に多大な影響を及ぼすことが懸念される要因等を事前に把握し、その対策を講じること。 施設の特性に応じた調査を実施し、候補地としての優位性を判定すること。

<対象候補地の基準>

対象候補地	対象候補地の基準	
	変更前 R3.12.13 第3回用地選定委員会	変更後 R4.10.12 第7回用地選定委員
中間処理施設の候補地	<ul style="list-style-type: none"> 一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点の順位が<u>1位</u>となった候補地。 	<ul style="list-style-type: none"> 一次評価点と二次評価点を合計した総合評価点の順位が<u>1位及び2位</u>となった候補地。
最終処分場の候補地	<ul style="list-style-type: none"> 上記中間処理施設の候補地において、<u>1位</u>の順位となった最終処分場の候補地。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記中間処理施設の調査対象地において、<u>1位及び2位</u>の順位となった最終処分場の候補地。

<最終候補地調査等の項目の追加>

- 調査項目（施設の特性に応じた現地調査等）が追加された。 ※ 確認事項②で説明。

確認事項② 最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定結果

【R4.10.12 第7回用地選定委員会】

1 最終候補地評価の項目の設定

- 最終候補地評価の項目については、第3回用地選定委員会において決定されていた。
- 第7回用地選定委員会における審議において、最終候補地調査の対象となった調査対象地の周辺状況に鑑み、施設の特性に応じた現地調査等が追加された。

	R3.12.13 第3回用地選定委員会	R4.10.12 第7回用地選定委員会
最終候補地評価の項目の設定	1 候補地確認調査 <ul style="list-style-type: none"> 貴重種の生息 文化財 2 環境影響予測等予備調査 <ul style="list-style-type: none"> 大気 騒音 振動 悪臭 水質 景観 	1 候補地確認調査 <ul style="list-style-type: none"> 貴重種の生息 文化財 2 環境影響予測等予備調査 <ul style="list-style-type: none"> 大気 騒音 振動 悪臭 水質 景観 (追加) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 3 施設の特性に応じた現地調査等 <ul style="list-style-type: none"> 交通量調査 (中間処理施設) 河川流量調査 (最終処分場) 地下水調査 (最終処分場) ※尾高・日下のみ 井戸の設置状況に関する調査 (最終処分場) </div>

確認事項② 最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定結果

【R5.2.24 第8回用地選定委員会】

最終候補地調査の結果に基づく優位性の判定

- 最終候補地評価の対象は、中間処理施設及び最終処分場ともに2か所であることから、評価項目ごとに評価結果を比較することにより優位性を判定することとされた。
- 中間処理施設及び最終処分場における最終候補地調査等の結果を相対評価した結果は以下のとおり。

< 中間処理施設 >

※ 太枠：優位性あり

評価項目	米子市尾高・日下地内	米子市彦名町地内
生物	コウノトリ（特別天然記念物）、オオタカ（準絶滅危惧種）が確認された。	建設候補地が特定希少動植物の情報が確認されているエリアに含まれていないため、調査対象外。
大気	いずれも近隣に大きな影響を与えないと予測される。 近隣にある住宅の中で、標高差が50メートルある住宅地がある。（概ね煙突高さと同じ）	周辺は平坦で、煙突高さと同程度の標高となる土地は存在しない。
悪臭	いずれも近隣に大きな影響を与えないと予測される。	
騒音・振動	いずれも近隣に大きな影響を与えないと予測される。 想定する至近住宅までの距離 L=370m	いずれも近隣に大きな影響を与えないと予測される。 想定する至近住宅までの距離 L=120m
景観	スカイライン（空と山の稜線）と同じレベルであるが、当該地の代表的な大山の景観に影響する。	建物の外郭線が、スカイライン（空と山の稜線）を大きく超える。
交通量	片側一車線、渋滞が予測される区間がある。	片側二車線、大きな影響は予測されない。
文化財	本調査が必要な場合がある。	調査の必要なし。

<最終処分場>

※ 太枠：優位性あり

調査項目	米子市新山・陰田町地内	米子市尾高・日下地内
生物	—	コウノトリ（特別天然記念物）、オオタカ（準絶滅危惧種）が確認された。
大気・悪臭	いずれも近隣に大きな影響を与えないと予測される。	
騒音・振動	山塊が遮蔽物となり直接住宅方向へ騒音・振動が伝播しないと予測されることから調査対象外。	
景観	ほとんど見通すことができない。	谷の正面から見通すことができる。
水質	【環境基準】いずれも近隣の河川に放流することに支障はない。	
下流の灌漑面積	約10ha	約210ha
農業用水利用に影響しない地点までの迂回対策（放流地点までの距離）		
最下流の取水口までの距離	約1 km	約5 km
公共下水道接続までの距離	約0.8km	約5 km
地下水の流向	—	日下水源地方向への流れが認められた
井戸の設置状況	周辺に農業用井戸はないが、下流部に農業用ため池あり	周辺に農業用井戸あり
文化財	本調査が必要な場合がある	本調査が必要な場合がある

確認事項③ 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準

【R5.2.24 第9回用地選定委員会】

1 最終候補地調査の結果に基づく優位性の判定結果

- ・ 最終候補地調査の結果に基づき判定された優位性は以下のとおり。
- ・ 中間処理施設における米子市尾高・日下地内の総合評価点は、米子市尾高・日下Aが配置プランとして成立しなくなったことから、米子市尾高・日下Bの点数を記載している。

< 中間処理施設 >

◆ 最終候補地調査の結果に基づく優位性の判定結果

項目	米子市尾高・日下地内	米子市彦名町地内
生物		○
大気		○
悪臭	—	—
騒音・振動	○	
景観		○
交通量		○
文化財		○

(参考) 総合評価点 (一次評価点・二次評価点の合計点)

	米子市尾高・日下地内	米子市彦名町地内
総合評価点	186	189

< 最終処分場 >

◆ 最終候補地調査の結果に基づく優位性の判定結果

項目	米子市新山・陰田町地内	米子市尾高・日下地内
生物	○	
大気・悪臭	—	—
景観	○	
水質	○	
地下水の流向	○	
井戸の設置状況	○	
文化財	—	—

(参考) 総合評価点 (一次評価点・二次評価点の合計点)

	米子市新山・陰田町地内	米子市尾高・日下地内
総合評価点	181	180

2 中間処理施設と最終処分場の順位付けの結果

- ・ 優位性の判定結果を踏まえ、以下のとおり順位付けされた。

< 中間処理施設 >

第一順位	米子市彦名町地内
第二順位	米子市尾高・日下地内

< 最終処分場 >

第一順位	米子市新山・陰田町地内
第二順位	米子市尾高・日下地内

- 用地選定委員会から提出された答申書 資料3 - 8 参照